

インド法務ニュース

～インド法人における「プロモーター」の重要性～

2025 年 7 月

1. はじめに

インドの会社の特徴の1つとして、創業者一族が株式の多くを保有し、かつ経営も行っている「家族・同族経営」のケースが多いという点が挙げられます。中には、まだ比較的歴史の浅い中小企業で、創業者自身が所有と経営を続けているというケースも多く見られますが、それに限らず、ある程度歴史がある会社であっても、また上場会社や財閥であっても、同様の構造が維持されているケースが多く存在しています。

一般的にインドの意思決定のスタイルはトップダウン型であり、日本のボトムアップ型との違いがよく指摘されます。こうしたトップダウン型の文化の中で、創業者一族が株主や経営陣の中で相当程度の割合を占めているわけですから、いかに彼らが重要な存在かがわかります。

2. プロモーターの法律上の定義

上記のような創業者・創業一族は、インド法上、「プロモーター (Promoter)」として定義されています。

具体的には、まず、2013 年会社法は「プロモーター」を以下のように定義しています。

会社法 2 条 (69) 号

「プロモーター」とは、以下のいずれかを意味する。

- (a) 会社の目論見書（注記：公開会社が株式を公募する際に作成する書類）又は会社法 92 条に定める年次報告書において「プロモーター」として記載されている者。
- (b) 株主、取締役その他の方法によって、直接または間接に会社の運営を支配する者。
- (c) ある者の助言、指示、指図に従って会社の取締役会が活動することが慣例となっている場合の、その者。但し、専門家の立場で活動する者を除く。

また、上場会社を規制するインド証券取引委員会 (SEBI) の Issue of Capital and Disclosure Requirements Regulations, 2018（2018 年資本発行及び開示要請に関する規則：ICDR 規則）でも、実質的に同様の定義が与えられています。なお、同規則では、プロモーターに、さらに直近の親族（配偶者、本人と配偶者の親、兄弟姉妹、子供までを含む）や関連会社（持分 20% を保有しまたは保有される場合）等を加えた「プロモーター・グループ」という定義も設けています。

ここでは、プロモーターの定義が、持分割合などの客観的な数値によって画されているのではなく、

会社の主観による実質的な評価が伴う方法で定められていることにまず留意が必要です。また、実際の実務では、これらの定義からも離れて、創業者や創業一族のことを「プロモーター」と呼んでいるケースも多いという点にも留意が必要です。

3. プロモーターの役割と責任

一言にプロモーターといっても、実際の会社への関わり方は様々です。直接経営に携わる場合もありますが、設立や会社の立ち上げのみに関わって事業が始まるとともに他の株主に株式を売却する場合、投資家として関与し続けるものの経営には直接携わらない場合、経営アドバイザーのような立場で関与する場合もあります。もちろん、これらのうち、特に、直接経営に携わるプロモーターの存在が重要であることはいうまでもありません。

プロモーターの具体的な役割の1つは、まず、会社の設立において中心的な役割を果たすことです。そのため、会社法では、設立関連の書類に虚偽記載等があった場合に、プロモーターに対する直接の民事・刑事上の責任を定めています。（なお、ここまでであれば、日本の会社法における発起人の役割や責任と大きな違いはありません。）

会社が設立された後は、経営陣として直接会社の運営に関与する場合には、当然ながら取締役等としての責任の主体となります。

これに対して、取締役として関与せず、株主としてのみ存続するという場合でも、会社法上、それほど多くはないものの、プロモーターという単語がいくつか登場します。数は多くなくとも、プロモーターに関する規定が、一般の株主とはあえて区別して設けられていること自体が、インド会社法の特徴の1つとして挙げることができます。インドの会社において、伝統的に、プロモーターが会社に対して一定の影響力を維持し続けることが多いという実態を反映したものと考えられます。

具体的には、例えば、会社法 35 条は、公開会社が株式を公募する際に作成する目論見書の記載内容が誤解を与えるものであったことで投資家に損害が生じた場合に民事責任を負い得る主体を列挙していますが、その中には取締役等だけでなく、プロモーターも記載されています。これも、インド市場において、プロモーターの存在が、会社の信用を判断する一要素となっているという実態を反映したもののといえるでしょう。

また、上場に関する SEBI の諸規則の中では、プロモーターに関する記載が、会社法よりも多く登場します。

例えば、上場手続において、プロモーターについては、最低 20%の株式を保有することと、3 年間のロックイン期間が定められています。ここでは、むしろ会社への継続関与が求められている形となります。なお、逆に上限は 75%未満とされています。

IPO 時の適時開示や、上場後の適時開示についても、プロモーターの責任が定められており、そもそも株主構成の開示においても、プロモーターとその他の一般株主は区別して記載することが求めら

れています。

これらの規定から、上場会社であっても、プロモーターが一定の影響力を維持することが一般的であり、プロモーターの存在が、会社の信用を判断する一要素となっていることが理解できます。

4. プロモーターの重要性

以上のように、インドの会社法や SEBI 規則において、プロモーターは、一般株主とはある程度区別された存在として認識されています。これは、インド市場そのものが、プロモーターを一般株主とは異なる特別な存在として認識しているという実態を反映したものであると考えられます。そして、インド市場がそのような認識である以上、当然に、会社の経営陣も従業員も、プロモーターを会社内で特別な存在として認識しているケースが多いと想像されます。

もちろん、プロモーターが存在する場合でも、その実際の役割は一樣ではなく、会社によって様々です。創業者や創業一族が大株主であり、かつ現在も経営の中心を担っている、というような場合は、彼らが意思決定におけるキーマンであることは誰の目にも明らかですので、特筆する必要は無いかも知れません。これに対して、創業者や創業一族が、外見上は単なる一株主としてのみ存在しているという場合でも、彼らが持分割合以上の影響力を保持している可能性があることも、念頭に置いておく必要があるでしょう。

5. まとめ

個々のインドの会社におけるプロモーターの存在と、その実際の役割について把握することは、とりわけ、M&A でインドの会社を買収するというケースでは、非常に重要となります。これは、株式の売り手側の意思決定のあり方を理解する意味でも重要であることはもちろんですが、買収後の会社運営を見据えても、従前のプロモーターの社内の影響力は、買収後に構築するガバナンス体制のあり方を検討し、それに向けた取り組みにおいても重要な要素となるでしょう¹。

あるいは、インドの会社と長期の取引関係を築くに際しても、プロモーターとの関係構築が重要となるケースも考えられます。

そのため、相手方や対象会社の信用調査という場面においても、会社そのものに加えて、プロモーターについて調査を行うこともよく検討されます。

¹ M&A におけるプロモーターの重要性については、岡田和也著「M&A Booklet Cross Border 海外 M&A の実務－インド」（中央経済社）にも詳しく述べられており、参考になります。

◆◇ 発行情報 ◇◇

■発行元

松田綜合法律事務所（2025 年度インド愛知デスク運營業務受託者）

担当：弁護士 久保達弘・長泉地薫大

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1 号 大手町野村ビル10階

TEL: 03-3272-0101（代表） FAX: 03-3272-0102

事務所HP：www.jmatsuda-law.com

過去のニュース記事はこちら：<https://jmatsuda-law.com/india-aichi-desk/>